

## 第2号様式

## 随意契約の内容の公表

担当部課	総務部危機管理課														
契約締結年月日	令和5年4月1日														
業務名	防災行政無線局設備（固定系・移動系）保守点検整備委託														
業務の概要	当該業務は、防災行政無線局設備（固定系・移動系）の通信テスト及び障害の対応を含む保守点検です。														
契約金額（税込）	金3,190,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。														
契約の相手方	株式会社HYSエンジニアリングサービス中日本支店														
根拠規定	<p><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する□欄に印をつけること)</p> <table border="1"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 第2号</td><td>その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第3号</td><td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第5号</td><td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第6号</td><td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第7号</td><td>時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第8号</td><td>競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第9号</td><td>落札者が契約を締結しないとき。</td></tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。														
<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。														
<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。														
<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。														
<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。														
<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。														
<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。														
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	<p>既設の防災行政無線局設備については、メーカーが独自の技術的な仕様を持っており、既存設備を運用する上で設置業者以外の者が保守点検を行うことが困難である。</p> <p>また、設備の使用目的を鑑み、予期せぬ障害が発生した際には、即時に対応・復旧する必要があり、本市の設備の技術的な仕様を熟知している者でなければ、本業務の実施は不可能である。</p> <p>このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とする。</p>														

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、総務部危機管理課です。